

国名	バチカン市国
在外公館名	在バチカン日本国大使館
情報確認年月日	2019年5月17日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）	（下記参照）
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ イタリアからバチカン市国に入国する際には、出入国管理はない。 ○ バチカン市国独自の医療用麻薬等の医薬品持ち込みに関する制度及び手続きは存在しない。 ○ 手続き等を経てイタリアに持ち込むことができる医薬品はバチカン市国にも持ち込むことができる。
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ	なし
参考情報	